

# 農会長さん

## 農会長さん

### 願います



農会長会会長  
岡田 泰和さん

農業者と行政・関係機関とのパイプ役として全力投球いたします。

- |           |               |            |              |
|-----------|---------------|------------|--------------|
| 北条地区代表農会長 | 岡田 泰和 (東南)    | 富合地区代表農会長  | 田中 義昭 (豊倉町)  |
| 富田地区代表農会長 | 後藤 昌彰 (窪田町)   | 多加野地区代表農会長 | 内藤 利勝 (河内町)  |
| 賀茂地区代表農会長 | 衣笠 利則 (山下西町)  | 西在田地区代表農会長 | 金沢 忠吉 (上道山町) |
| 下里地区代表農会長 | 高見 勉 (両月町)    | 在田地区代表農会長  | 青木 正樹 (鴨谷町)  |
| 九会地区代表農会長 | 古元美貴男 (下宮木村町) |            |              |

#### 北条地区

- 北条東 松本 正
- 北条西 正中敏昭
- 小谷 正中宏知
- 栗田 宮脇敏行
- 横尾 内藤康秀
- 古坂 相江昌彦
- 東高室 松尾義三
- 西高室 高橋保雄
- 東南 岡田泰和
- 西南 山下義彦
- 黒駒 菅原一道

- 谷口町 山野敏明
- 吉野町 荒木 晃

#### 賀茂地区

- 福住東町 本多順一
- 福住西町 渡辺俊彦
- 山下西町 衣笠利則
- 山下中町 今峰 悟
- 山下東町 名古屋義数
- 西横田町 山本邦夫
- 東横田町 山本重幸
- 鎮岩町 西谷末男
- 岸呂町 水田徹也
- 東長町 長井繁明
- 西長町 玉置清和

- 野条町 蓬菜文昭
- 牛居町 中村 宏
- 上野田町 中川和明
- 東野田町 久保清和
- 東笠原町 丹野昌夫
- 西笠原町 佐伯秀秋
- 三口川北 芝 明
- 三口北浦 稲岡 護
- 三口上所 西岡豊彦
- 坂本町 小谷章二
- 倉谷町 谷川定隆
- 千ノ沢町 山本貞一

#### 富合地区

- 都染町 一ノ瀬育久
- 別府西町 西面和博
- 別府中町 高見辰美
- 別府東町 西村 一
- 常吉町 東郷克芳
- 朝妻町 高田勝生
- 豊倉町 田中義昭
- 玉野町 本玉真規
- 山枝町 仲井満男
- 玉丘町 井上秀春
- 青野原町 常峰皓一

- 青野町 岡田俊和

#### 西在田地区

- 上若井町 篠倉光男
- 下若井町 篠倉和昭
- 大内町 岡本正博
- 下道山町 竹内 健
- 上道山町 金沢忠吉
- 下万願寺町 宮川和久
- 上万願寺町 国田良一

#### 富田地区

- 谷町 垣内孝洋
- 西谷東町 為広実千男
- 畑町第1 増田達美
- 畑町第2 後藤重己
- 畑町第3 岡 信義
- 畑町第4 長谷川良文
- 窪田町 後藤昌彰
- 吸谷町 柏原伸一
- 西上野町 岡 聖一
- 市村町 平林茂生
- 坂元町第1 永田 徹
- 坂元町第2 中川貴水
- 福居町第1 大門賢二郎
- 福居町第2 柏原英貴
- 福居町第3 喜田秀俊
- 福居町第4 黒田栄二

#### 下里地区

- 王子町 前田 忠
- 戸田井町 高見和則
- 両月町 高見 勉
- 大村町 谷 昭裕
- 尾崎町 深田泰造
- 段下町 栗山富男
- 中西南町 谷川重之
- 中西北町 石野敏明
- 琵琶甲町 内田康雄

#### 九会地区

- 中野町 岡本忠義
- 田原町 大橋勝志
- 網引町 板井正和
- 南網引町 神沢 均
- 栄町 洞井志都夫
- 桑原田町 菅野 勝
- 繁陽町 山端幸雄
- 繁昌町 谷口義博
- 上宮木町 西村義孝
- 下宮木村町 古元美貴男
- 下宮木町 澤中文彦
- 鶉野上町 田中敏昭
- 鶉野南町 三宅 勉
- 鶉野中町 黒田義昭

#### 多加野地区

- 甲和泉町 伊藤容博
- 乙和泉町 岡田貞秋
- 河内町 内藤利勝
- 山田町 藤本正男
- 野上町 千種義範
- 池上町 高見隆弘
- 西野々町 頃安泰幸
- 島町 仲田和好
- 満久町 藤原充男
- 馬渡谷町 北川博敏
- 大工町 神田寿五
- 鍛冶屋町 岡田一二三
- 油谷町 吉田昌義
- 田谷町 岡本良三
- 国正町 松岡義博
- 小印南町 重松敏彦

#### 在田地区

- 殿原町 溝辺鉄夫
- 鴨谷町 青木正樹
- 笹倉町 甘中 覚
- 中富町 高見光則
- 越水町 長田正晴
- 北町 吉田益造 (連絡員)
- 別所町 松本光生
- 佐谷町 堀井秀司
- 上野町 能瀬 肇
- 広原町 為平貞信
- 下芥田町 芥田首 均
- 上芥田町 立脇範雄 (敬称略)

関連記事は P 5 へ

## 悪質な訪問販売にご注意を！

### 被害事例 (市外)

◎老女宅に男性3人が訪れ、消防法改正が記されたリーフレットを見せた上、住宅用火災警報器の設置を強引に迫り、強制的に機器等を取り付けた。被害額50数万円。

☆ 市役所・消防職員は、消火器・住宅用火災警報器の防災機器等の販売はしていません。業者への販売委託もしていません。

怪しいと思ったらその場で断り、即決・契約せず見積りを取り、よく確認・相談して下さい。

☆ 契約の解除が出来ます。クーリング・オフ制度 (契約日から8日間)

☆ 金額については、1個数千円から高くても1万3千円程度です。

☆ 取り扱っているのは、消防用設備業者、ホームセンター電気・ガス店等々です。

☆ 住宅用防災機器等の購入目安として、NSマーク付きを選びましょう。

設置が義務付けられた住宅用火災警報器を、高齢者宅に高額で取り付けています。



問合せ：住宅用火災警報器相談室

☎0120-565-911

住宅防火対策推進協議会

http://www.jubo.go.jp/index2.html

加西市消費生活相談室 ☎@8739

消防本部 予防課☎@9119

※ 詐欺行為と思われるものについては、加西警察署☎@0110へ